

J A M 政策 NEWS

2016年12月27日 第2017-05号

【発行】J A M

【発行責任者】河野哲也

【編集】総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

下請中小企業振興基準・下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準が大幅に改定され公示

下請中小企業振興基準・下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準が13年ぶりに改定されて12月14日に公示された。

経済産業省・中小企業庁、公正取引委員会がともに、賃上げできる環境づくりに向けて、改定を進めてきた。このたびの改正では、基準の見直しを行い、①支払い遅延②減額③買ったたき④購入・利用強要⑤不当な経済上の利益の提供要請⑥不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの類型ごとに違反事例を大幅に追記した。

振興基準改正のポイント 労務費の上昇も協議対象に

1. 親事業者と下請事業者は共存共栄

親事業者は、生産性向上に努力する下請事業者への訪問や面談を欠かさずに。

2. 一方的な原価低減要請は止める

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

3. 対価には、労務費が上昇した影響を反映させる

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議する。

4. 金型・木型の保管コストは親事業者が負担

? 金型、木型などの型の保管に関して、双方が十分に協議し、方法や費用負担を明確に定める。

? 親事業者の事情によって下請事業者にその保管を求めている場合には、親事業者が費用を負担する。

5. 支払いは現金で！ 手形の場合は親事業者が割引料の負担

下請代金の支払いは可能な限り現金で。②手形やファクタリングなどによる場合は、割引料を下請事業者には負担させることがないようにする。③手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努める。

6. 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力

? 業界団体等は、サプライチェーン全体の取引適正化を図るため、自主的な行動計画を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

運用基準のポイント 違反事例現行 66 事例から 141 事例と大幅に追加

減額：値引きセールを実施することを理由に、下請代金から一定額を差し引いて支払った。

買ったたき：親事業者は、取引先と協議して定めた「〇年後までに製品コスト〇%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している下請事業者に対して、半年毎に加工費の〇%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

不当な経済上の利益の提供要請：長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

など 141 事例

下請中小企業振興基準・下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準の周知の徹底を！

詳細は、中小企業庁／公正取引委員会のホームページで確認してください。